

税

編集発行人 税 理 士

村 野 幸 司

事務所 〒639-2102 奈良県葛城市東室123番地1 TEL 0745 (69) 8282 FAX 0745 (69) 7377 | 自宅 0745(69)2174

3月15日

じんちょうげ

◆ 3月の税務と労務

国 税/平成23年分所得税の確定申告

2月16日~3月15日

国 税/個人の青色申告の承認申請 3月15日

2月1日~3月15日 国 税/贈与税の申告

国 税/2月分源泉所得税の納付 3月12日

国 税/個人事業者の23年分消費税の確定申告

4月2日

国 税/1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 4月2日

国 税/7月決算法人の中間申告 4月2日

国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の

(弥生) March

20日・春分の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	•
l				1		
4	5	6	7	8	9	<i>10</i>
11						
18	19	<i>20</i>	21	22	23	24
25	26	<i>27</i>	28	29	<i>30</i>	<i>31</i>

地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税) の申告

中間申告(年3回の場合) 4月2日



更正の請求期間の延長 昨年12月2日に施行された税制改正法により、同日以後に法 定申告期限が到来する国税については、納税者が更正の請求をできる期間が原則5年 (改正前1年) に延長されました。これに併せ、税務署等がする増額更正の期間制限も原 則5年(改正前3年)に延長されています。





税制改正(案)のポイント

■改正タイムスケジュール

ます。

六五

万

円

が

限

度となり

平成24年	1月	0	低炭素省エネ住宅ローン控除	
		0	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置	
	4月	0	法人税率を4.5%引下げた後、法人税額の10%の 復興特別法人税を上乗せ(3年間)	
			相続税の連帯納付義務の解除	
	7月		源泉所得税納期の特例(7~12月分は翌年1/20に統一)	
25年	1月		給与所得控除の上限設定	
		0	特定支出控除の見直し	
			役員退職手当等の課税方法の見直し	
		•	所得税額の2.1%の復興特別所得税を上乗せ(25年間)	
26年	6月		個人住民税均等割を年1,000円増額(10年間)	

○減税 ●増税 △どちらともいえない

正に 見 公 直 平 入れ 長平 現 成二 等によ おける積 の戦 ため 略に 平成 十 -四年度 資 つ 0) 傾残し事項の一部取成二十三年度税制改 て構 でする税 租税特別措置等 の税 成され 社 制、 制 改 課税 て 正 強 $\epsilon \sqrt{}$ は、 ま取改のの

財 在、 政 (健全化) 社会保障と税 を同 は、 時に達 会保 体改革 障 化

| や小粒となっています。| 平成二十匹年 | リ 抜本改革が後に控えているの財源である消費税を含めた税の検討を進めており、その主 正は、 で、 B

ントを整理してみます。 《改正タイムスケジュール》

一要項目 は、 二十四年度改 表のようにな 正 で ŋ

場合の給

の給与

所得控除 〇〇万円

の上限が設 防額につい

その

0)

給与等の収入金

、年 五 中

ては、二四

Ŧī.

万円

0)

h, e V の主要 7 ポ 1

けられます。

① 職等 が追加されます。 特定支出控除の見直 の範囲に次の

支

出

弁理士などの資格取 弁護士、公認会計士、税理士、 職務の遂行に直接必要な

注 必要な交 服の購入 が六五 務必要経費 要な交際費 職務と関連のある図 そ 購入費及び職務に通常費、職場で着用する衣務と関連のある図書の 万円 0 年 を超 の中 金に **(勤 型える場合に** 型額の合計額 額と 務必 合計額 要経

ました。 用は 期日 確 定したものも記 載

給与所得控除の見直 個人所得課税

I

(1)]

給与所得控除の上限設

あ 日がま せ h が、 復 興 増 税 等

適

2 役 退職所得課税の見直

法について、退職所得控除額いを受ける退職所得の課税方 する措置が廃止されます。 を控除した残額の二分の一と \mathcal{H} 年 -以下の法人役員等が支払員等としての勤続年数が

> なります。

3 高 省エネ住宅ローン減税 い環境性能

二十四年居住の場合) 除満 げられます。 十四年居住の場合)に引きの上限が四○○万円(平成れたす住宅を対象に、税額控 (低炭素)

源泉所得税の納期の特例

4

期限が翌年一月二十日 ?限が翌年一月二十日(現行から十二月分についての納源泉徴収に係る所得税の七 月十日)とされます。

月

2

住宅購入資金の贈与税の非

課税

直

系尊属

か ら住

宅

取得等資

1 П

固定資産税

•

都市計|

画 税

0

資産課税

見直

特

例

が段階的に縮小されます。

住宅用地の負担の据え置

3

■非課税限度額							
贈与年	① 省エネ・耐震住宅	② 左記①以外の住宅					
24年中	1,500万円	1,000万円					
25年中	1,200万円	700万円					
26年中	1,000万円	500万円					
		-					

東日本大震災により、住宅用家屋が減失等した者についての非課税限度額は、①省エネル ギー性・耐震性を備えた良質な住宅(省エネ・耐震住宅)の場合は1,500万円、②それ以外 の住宅の場合は1,000万円となります。

4

屋 0) 適 床面 用対象となる住 積 は、 東日 本大震工名用家 税の非課税措置は、金の贈与を受けた場 の贈与を受けた場合 次により 0) 贈 与 m^² 災 0

行 3 不動産取得税

ます。

非課税限

医額

現

が次のとおり

1

例措置の適用期限が三年延を価格の二分の一とする特る不動産取得税の課税標準 宅地 評 価 土 地 の取 不得に係

る不動産取得税の標準税 例措置の適用期限が三年 (本則四%) を三%とする特 住宅及び土 一地の取 保準税率 延

2

した場合等について、 付義務が解除されます。 相続税の連帯納付義務 申告期限等から五年を経過 連帯納

1 上 れます。 中小企業投資促進税制 **法人課税** で、適用期限が二年延長さ 対象資産の範囲を拡大した

Ш

2 の特例産 少額減価償却資産の特例 中 ・小企業者等の少額減価 □(三○万円未満)につ□の取得価額の損金算入 償

以下とされます。 被災者を除き、 兀 0

長されます。

長されます。

V

○○○万円を超える国外に所でする居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(国外財産)を有 国外財産調書制度の創設 おいて、 その年の十二月三十一 価額の 合計額 がが 日に 五、

されます。 ては、 適用 期限が二年延長

車 IV 体課税 消費課税

減措置等が行われます。 (エコカー) を対象に以 環境性能 K 優 れ た自 下 動 'n 軽 車

- ます。 に対して、 電気自動 自動車重量税が軽 自動 車 等 車の 単取得税がの低公害車 減され
- 減されます。 については、 軽減されます。 環境負荷の 自動車税が 動車 が 軽

国際課税

までに、 ことになります。 務署長 提 出 す

消費税の免税事業者が 課税事業者となったときの 棚卸資産の取扱い

消費税の免税事業者が課税事業者となっ たときの棚卸資産については、次のような 取扱いとなります。

納税義務が免除されていた期間に仕入れ た棚卸資産を、新たに課税事業者となる日 の前日に所有していた場合には、その棚卸 資産に係る消費税額を課税事業者になった 課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして 仕入税額控除の対象とすることができま

この適用を受けるためには、その対象と なる棚卸資産の明細を記載した書類を一定 の期間保存する必要があります。その期間 は、当該書類を作成した日の属する課税期 間の末日の翌日から2ヵ月を経過した日か ら7年間となります。

建てているような場子供が無償で又借りりている土地(親の父親が地主に地代 貸地 ま借はを と、子供は父親から又借し使用貸借しているケー! 主 す。 地 に関 か 権 , L が を贈与されたとみ 具借しているよいるような場合 す 連 名で ż 事 確 者 認 借 地 合 を 権 (借 → なさ Ż) 税 の ij 務署 使用 す 地 親 れる で 権

れませ す地代。梅や この 相借な 権 ゃ 権 ま 続地お、 せ \mathcal{O} 権利金を支払うことなく供い場合の使用貸借とは、出せん。 すので留 する際に相 権 貸し は、 の 借りを行うこと 際に相続税のる 将来父親かる 必要です。 がら子供いる。)対象と 借地

借地 権 の 使用貸借 に 関 する 確

認

地代を払

つ

7 に、

す

h ば、

贈

与

税

は

課

税

親の

借

地)

V)

Ų

建

を

対象となる棚卸資産は、商品、製品、半 製品、仕掛品、原材料、貯蔵中の消耗品等 で、現に所有しているものが該当します。

なお、仕入税額控除の対象とすることが できる棚卸資産の消費税額の計算は、その 棚卸資産の取得費用の額に105分の4を掛 けた金額となります。

この場合の棚卸資産の取得費用の額に は、その棚卸資産の購入金額だけではなく、 引取運賃や荷造費用の額、この棚卸資産を 購入するために要した費用の額なども含ま れます。

上記の場合とは逆に、課税事業者が免税 事業者となった場合の取扱いは次の通りで

課税事業者であった課税期間の末日にお いて所有する棚卸資産のうち、その課税期 間中に仕入れた棚卸資産に係る消費税額 は、その課税期間の仕入れに係る消費税額 の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に は含まれません。

利用価値が著しく 低下している宅地の評価

普通住宅地区にある宅地で、下記の(1) ~(4)のように、付近にある他の宅地の利 用状況からみて著しく利用価値が低下し ていると認められる部分がある場合は、 その利用価値が低下していると認められ る部分の面積に対応する価額を10%減額 して評価することができます。ただし、 路線価又は倍率が利用価値の著しく低下 している状況を考慮して付されている場 合には、この減額を斟酌することはでき ません。

- (1) 道路より高い位置にある宅地又は低 い位置にある宅地で、その付近にある 宅地に比べて著しく高低差のあるもの
- (2) 地盤に甚だしい凹凸のある宅地
- (3) 震動の甚だしい宅地
- (4) (1)~(3)の宅地以外の宅地で、騒音・ 日照阻害・臭気等により、その取引金 額に影響を受けると認められるもの